

一般廃棄物処理業許可審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）並びに浄化槽法の規定に基づく、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関する許可等について審査を行うために、一般廃棄物処理業等許可審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般廃棄物処理業の許可及び許可の取り消し等不利益処分に関すること
- (2) 浄化槽清掃業の許可及び許可の取り消し等不利益処分に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は副市長、環境局長、環境事業部長、環境施設部長、美化企画課長、美化第3課長、施設管理課長、施設整備課長をもって構成し、委員長、副委員長各1名を置く。

- 2 委員会の委員長は副市長、副委員長は環境局長とする。
- 3 委員長は会務を掌理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の4分の3以上の賛成を以ってこれを決する。

(関係人の意見聴取等)

第5条 委員会の審議のため、必要と認められるときは、関係職員、その他関係者の出席を求めることができる。

(審議結果の報告)

第6条 会議終了後、委員長はすみやかに当該会議の結果を、市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、一般廃棄物収集運搬業に係る事項を審査する場合は環境事業部美化企画課、浄化槽清掃業に係る事項を審査する場合は環境事業部美化第3課、一般廃棄物処分業に係る事項を審査する場合は環境施設部施設管理課において処理する。

付則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。